

岐阜県入札監視委員会運営要領

この要領は、岐阜県入札監視委員会規則（平成25年岐阜県規則第67号）第9条の規定に基づき、岐阜県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 所掌事務

委員会は、県発注の建設工事に関して、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会又はその委員が抽出した工事に関し、競争入札参加資格の設定方法及び指名競争入札に係る指名選定方法等について審議を行うこと。
- (3) 一般競争入札の非認定及び非落札理由、指名競争入札の非指名理由及び随意契約の非選定理由に対する再苦情について、中立・公正に審議し、その結果を報告すること。
- (4) 入札制度の改善及び談合抑止のために必要と認められる施策について岐阜県建設工事入札参加資格委員会に対し、意見を述べること。
- (5) その他必要な事項について、調査及び意見具申又は報告すること。

第2 組織

1 委員として選任できない者

建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者及び岐阜県職員であった者は委員に選任してはならない。

なお、任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。

2 委員の公表

委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

3 副委員長

- (1) 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- (2) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員の除斥

委員は、第1の(2)、(3)、(4)及び(5)の事務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

第3 会議

1 会議の開催

- (1) 第1の(1)及び(2)の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6か月に1回開催する。
- (2) 第1の(3)の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）及び第1の(4)

の事務に係る会議（以下「入札制度改善会議」という。）並びに第1の(5)の事務に係る会議は、それぞれ必要に応じ開催する。

- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

2 会議の公開

委員会の会議は、原則公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

- (1) 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条の各号に該当する場合
- (2) 定例会議の審議内容において、公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合
- (3) 再苦情処理会議及び入札制度改善会議を開催する場合
- (4) 談合に関する審議を行う場合

3 会議の傍聴

- (1) 委員会の会議は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。
- (2) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴しようとする者の入場を制限することができる。
- (3) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴券の交付を受けた者の退場を命じることができる。
- (4) 前3項に定めるほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

4 会議記録の公表

定例会議及び再苦情処理会議並びに入札制度改善会議に係る議事概要については、速やかに作成し、インターネットにより公表を行う。

第4 定例会議

1 定例会議の開催月及び報告の対象期間

定例会議は、原則として1月及び7月に開くものとし、それぞれの報告の対象期間は、次のとおりとする。

開催月	報告の対象期間
1月	開催月の属する年度の上半期（4月から9月まで）
7月	開催月の属する年度の前年度の下半期（10月から3月まで）

2 定例会議提出資料

定例会議への報告は、1の対象期間に県が発注した工事に係る発注工事総括表（別記様式1）、入札方式別発注工事一覧表（別記様式2）、入札参加資格停止等の運用状況一覧表（別記様式3）、低入札価格調査結果一覧表（別記様式4）及び談合情報対応結果一覧表（別記様式5）を提出して行うものとし、発注工事については、次の方式区分ごとに整理する。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

③ 随意契約方式

なお、予定価格が250万円以下のもの及び県の行為を秘密にする必要のあるものについては、報告の対象から除外するものとする。

3 抽出

(1) 審議の対象となる事案の抽出

委員会は、定例会議において審議の対象となる事案を、2の入札方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に、事前に任意の方法で抽出するものとする。

(2) 抽出の委任

委員会は、(1)の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

(3) 抽出結果の報告

当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

4 抽出事案の説明及び審議

入札・契約手続の透明性のより一層の確保の観点から、審議する抽出事案の件数を可能な限り増やすことが求められているため、抽出事案の説明については、抽出事案説明書（別記様式6）をもとに必要な最小限の資料に基づき行う等、審議の効率化を図る。

また、委員による審議は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

第5 意見の具申又は報告

(1) 委員会は、定例会議における報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して意見の具申又は報告を行うことができる。

(2) (1)の意見の具申若しくは報告又は第1の1(4)の意見の具申を行った場合には、公表を行うものとする。

第6 再苦情の処理

1 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

工事を発注する本庁各課長又は各現地機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

再苦情の申立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日（岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、知事に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別記様式7）により行わなければならない旨を明示する。

① 一般競争入札方式

当該入札の競争参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者、又は総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者

の決定結果に対して不服がある者

② 指名競争入札方式

県建設工事入札参加資格者名簿において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者

③ 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

(2) 再苦情の申立てができる者

(1)に掲げる苦情の申立てを行った者であって、発注者である発注機関の長が回答を行った書面（回答書）による説明に対して不服がある者は、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(3) 再苦情の申立ての却下

再苦情の申立てがあった場合、知事は、委員会に審議を依頼するものとする。この場合、委員会は、(2)に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないことその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

(4) 再苦情の申立ての却下の方法及び公表

(3)に定める再苦情の申立ての却下は、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。委員会の却下の決定を受けた知事は、直ちに、申立者にその旨を通知しなければならない。また、申立ての却下の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書（却下通知書）の公表を閲覧により行う。

2 再苦情の処理

(1) 再苦情処理会議及び意見書の公表

委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に知事に報告を行うこととする。このため定例会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意する。

この再苦情処理会議においては、申立者及び発注機関の長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。

委員会は、意見書の公表を閲覧により行う。

(2) 再苦情に対する回答とその公表

知事は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その翌日から7日（休日を含まない。）以内に、申立者に対してその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い発注機関の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、知事は、審議の結果の通知（以下「審議結果通知書」という。）を行った

場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を閲覧により行う。

(3) 入札手続の執行

再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではないことに留意する。

第7 適用時期

- 1 この要領は、平成13年9月20日から施行する。
- 2 第6については、当面、県の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式1 発注工事総括表

(期間 令和 年 月 日 ~ 月 日)

入札方式	件数	備考
・総契約件数 (内訳) ① 一般競争入札方式 ② 指名競争入札方式 ③ 随意契約方式		(記載例) **月の特色としては、業務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多いこと、中でも一般土木工事に係る発注が多いことが挙げられる。

注：(1) 予定価格250万円以下のものは含まない。
 (2) 県の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

別記様式2 入札方式別発注工事一覧表

_____部

(一般競争入札方式)

(期間 令和 年 月 日 ~ 月 日)

工 事 名	工事種別	参加資格 確認者数	入札者数	入札日	契約金額	工 期		契約業者名	備 考
						(自)	(至)		
					(単位：円)				

(指名競争入札方式)

(期間 令和 年 月 日 ~ 月 日)

工 事 名	工事種別	指名業者数	入札者数	入札日	契約金額	工 期		契約業者名	備 考
						(自)	(至)		
					(単位：円)				

(随意契約方式)

(期間 令和 年 月 日 ~ 月 日)

工 事 名	工事種別	入札日	契約金額	工 期		契約業者名	備 考
				(自)	(至)		
			(単位：円)				

- 注：(1) 予定価格250万円以下のものは含まない。
 (2) 県の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 上記項目を含むものであれば既存様式を活用することができる。

別記様式3 入札参加資格停止等の運用状況一覧表

(期間 令和 年 月 日 ~ 月 日)

業 者 名	本社所在地	資 格 停 止 期 間	該 当 事 項	資 格 停 止 の 理 由
		<u>令和</u> 年 月 日 ~ <u>令和</u> 年 月 日 (カ月)		

注：該当事項の欄には、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

別記様式5 談合情報対応結果一覧表

(期間 令和 年 月 日 ~ 月 日)

通番	入札執行日	工事発注機関名	工 事 名	一致・不一致	対 応	備 考

注：備考欄には、入札種別等を記入する。

別記様式6-1

抽 出 事 案 説 明 書

入 札 方 式	一般競争入札方式		
工 事 種 別			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 事 概 要			
入札参加資格			
入札参加資格 設定の経緯 及び理由			
入札参加資格確認申請業者数			
入札参加業者数		無資格業者数	
契 約 金 額			
無資格理由の説明 (無資格とされた業者がある 場合のみ記入)			
入 札 の 経 緯 及 び 結 果			

別記様式6-2

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札方式
工事種別	
工事名	
工事場所	
工事概要	
指名業者数	
契約金額	
指名業者を選定 した考え方	
入札の経緯 及び結果	

別記様式6-3

抽出事案説明書

入札方式	随意契約方式
工事種別	
工事名	
工事場所	
工事概要	
随意契約の理由	
契約金額	
その他	

再苦情申立書

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

- 再苦情申立者の住所氏名
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇 印
- 再苦情申立ての対象となる工事名
工事名 〇〇〇〇〇〇工事
- 不服のある事項
- 3の主張の根拠となる事項